

### 第32回関西広域連合委員会

日時：平成25年4月25日（木）

午後3時30分～午後6時05分

場所：大阪府立国際会議場 10F

1001-2会議室

#### 開会 午後3時30分

○広域連合長（井戸敏三） 第32回の連合委員会を開会させていただきます。

最初に、関西電力八木社長がお見えになっておられますが、関西電力から、一つは電気料金の値上げにつきまして、広域連合でも議論をし、意見を申し述べたこともございますので、その経過について御説明いただきます。

2番目に、大飯発電所の3、4号機につきまして、関西電力が新規制基準の適合性の確認結果を規制委員会に提出されたとお聞きしておりますが、その内容について御説明いただきたいと思います。

八木社長、お願いをいたします。

○関西電力社長（八木 誠） 関西電力の八木でございます。

関西広域連合の皆様には、平素より弊社事業に対しまして、格別の御高配を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。また、今年の冬場につきましても、皆様方の節電への御協力のおかげをもちまして、安定した需給状況を保つことができましたことにも深く感謝を申し上げます。

御説明に入らせていただく前に、改めまして、このたびの弊社の電気料金の値上げにつきまして、皆様におわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

電気料金の値上げにつきましては、弊社は経済産業省よりお示しいただきました査定方針に基づきまして、4月の2日に補正申請をし、認可を賜りました。具体的には、御家庭や商店など規制分野のお客様につきましては、5月1日から平均で9.75%の値上げをお願いさせていただいております。また、工場、ビルなどの自由化分野のお客

様につきましては、4月1日からの値上げをお願いさせていただいているところですが、今回の認可を受けまして、料金単価の見直しをさせていただきたいと思っております。

関西地域の皆様には、一昨年夏以降、節電に多大なる御協力を賜っており、また、皆様に大変な御不便と御迷惑をおかけしている中で、また、大変厳しい経済情勢のもとで、この電気料金の値上げによって、皆様方の生活あるいは産業活動への多大な御負担をおかけすることになりましたことは、本当にまことに申しわけなく思っております。改めまして、深くおわびを申し上げます。

弊社といたしましては、国によります電気料金値上げの査定の結果、あるいは各方面の皆様から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめ、さらなる徹底した効率化を今後、必ず実現してまいりたいと考えております。また、あわせて、全従業員がお客様第一の精神のもと、新たな料金の内容、あるいは効率的な電気の使い方などにつきましても、懇切丁寧な御説明を尽くし御理解を賜るよう、さらなる努力を続けてまいりたいと思っております。皆様方には、何とぞ格別の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、料金の値上げにつきまして、弊社の岩根より御説明させていただきます。  
○関西電力副社長（岩根茂樹） 岩根でございます。座ったままで説明させていただきます。

お手元の資料、関西電力、資料1をごらんください。データ開示の観点から、かなり分厚い資料になっておりますので、申しわけございませんが、時間の関係もございませぬので要点を絞って御説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページをごらんください。2ページに今回の料金改定の概要について記載しております。

昨年11月26日に、規制分野のお客様につきましては11.8%の値上げを申請し、自由化分野のお客様につきましては19.23%の値上げをお願いさせていただきました。そ

の後、電気料金審査専門委員会等の国の審査を経まして、経済産業省より修正の御指示をいただきました。この修正指示内容を反映した結果、規制分野のお客様につきましては、5月1日より平均9.75%の値上げをお願いさせていただくことについて認可をいただきました。あわせて、4月1日より既に値上げをお願いしております自由化分野のお客様の値上げ率につきましても、平均17.26%に見直しをさせていただきます。

次に、4ページをごらんください。申請時の原価と、このたび認可いただいた補正原価の概要についてここに記してございます。

左の表の下から3行目に小売対象原価という欄がございますが、この左側が、申請原価でございます。平成25年度から27年度の3カ年平均で2兆6,786億円となっております。これには1,553億円の効率化を織り込んでおります。このたび認可を受けました補正原価はその右でございまして、人件費、燃料費などにおける修正指示474億円を反映した結果、2兆6,312億円となっております。

なお、原価算定の前提緒元であります原子力利用率につきましては、右の表の下から3行目に記載しておりますが、平成25年7月以降、高浜の3、4号機の再稼働を織り込みまして34.5%としております。当社といたしましては、申請時に織り込みました効率価格1,553億円に加えまして、認可時の査定額474億円につきましても、経営全体で吸収すべく、グループ一体となって効率化のさらなる深掘りに向けて推進してまいります。

次に、ページが飛びますが、19ページをごらんください。ここでは、規制分野の料金について説明しております。

御家庭などで最も多く契約いただいております従量電灯Aにおきましては、電気の御使用量に応じて、料金単価に格差を設けた3段階料金制度を導入しております。今回の改定におきましては、お客様への影響を緩和するため、毎日の暮らしに必要な不可欠な電気御使用量に相当する第1段階料金につきましては、値上げ幅を小さくしてお

ります。また、省エネルギー推進という観点から、第3段階料金については値上げ幅を大きくしております。なお、原価の修正を受けまして、第2段階料金につきましては、お客様の御負担の軽減につながるよう、申請時からの見直し幅を大きくしております。

次に、20ページをごらんください。従量電灯Aにおける値上げの影響でございます。

3段階料金制度により料金を算定した結果、御使用量の少ないお客様や平均的な御使用量のお客様の値上げ率は相対的に低く、また、御使用量の多いお客様の値上げ率は相対的に高くなっております。なお、平均的なモデルである300キロワットアワーを御使用された場合、電気料金は月額で457円の値上げとなり、その場合の値上げ率は6.68%となります。

次に、24ページをごらんください。24ページは、自由化分野の料金でございます。

自由化分野のお客様につきましては、平成25年4月1日からの値上げをお願いしておりますが、今回、認可後の原価に基づき、高圧のお客様につきましては1キロワットアワー当たり2円44銭に、特別高圧のお客様につきましては1キロワットアワー当たり2円39銭に、それぞれ加算する料金単価を見直しさせていただきます。

次に、28ページをごらんください。このたびの電気料金の値上げに関する御説明につきましては、御家庭を含む規制分野のお客様につきましては、検針時の配布チラシやホームページ上での情報提供のほか、お客様自身の値上げ影響額を試算いただけるサイトなどにより、わかりやすい説明に努めてまいります。

最後に、29ページをごらんください。自由化分野につきましては、全てのお客様に御訪問や文書の郵送等により、電気料金の値上げ内容の見直しについてお知らせをさせていただきます。

以上、このたびの電気料金の値上げの概要につきまして説明させていただきました。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございました。

御質疑ありましたら。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 御苦労さまです、今日はありがとうございました。

端的に御質問させていただきますが、この前提になっているのが、さっきもおっしゃいましたように高浜が7月から動く、大飯が動き続けるという前提で計算しておられますよね。高浜が7月に動くというのは、もうほとんど不可能じゃないかなと何となく思うんです。それから、大飯のほうも原子力規制委員会がどうするかっていうのは不安定になっていると、量の問題もありますけど。そうすると、これはもう一回ということになるのかなと思うんですね。もう既に、例えば和歌山では、電力をどうしてもたくさん使わなきゃいけないような産業もあって、そういうところは物をつくるために、ちょっと倒産の危機みたいな感じになっているんです。それで、私がちょっと素人なりにいろいろ試算したら、（原子力発電所が）2つ動かないと、年間通して2つ動かないということなんですけど、倍ぐらい値上げしないとたないんじゃないかという感じがありました。そうすると、動かないと現実にはどうなるんですか。

○関西電力社長（八木 誠） お答えさせていただきます。

今、御指摘のように、今回の電気料金の値上げにつきましては、大飯の3、4号が9月まで運転して、その後、定期検査をいたしまして12月から稼働するとの前提をおかせていただいております。それから、高浜につきましては7月から再稼働するというこの前提で、先ほど原子力の利用率を34.5%と御説明しましたが、大体のそれらの平均で入っております。

これは仮でございますが、原子力、大体1%の利用率が下がりますと年間で大体燃料費が100億円増えます。したがって、仮に高浜3、4号が全く動かないという前提になると、34.5%というのは約3,500億円の燃料費に相当するということになりますと、実は今回、収入不足が3,200億円ということで値上げ申請をさせていただいておりますので、単純に言うと料金の値上げが倍になるという状況になります。そういう数字になりますが、私どもといたしましては、今回、御認可いただいた料金を、これを一日でも末永く維持するということがもう最大の使命だと思っております。そ

のためには、安全の御確認がこれから規制委員会、規制庁でございますが、この対応を我々はしっかりやって、安全が確認された原子力プラントの再稼働に全力を尽くすということと、それから徹底した経営効率化というのを今回の料金の中で盛り込ませていただいておりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり474億円のさらなる切り込みもございました。こういうことで、徹底的な、いわゆる経営合理化対策と、この2つでもって、とりあえず現行料金の末永い維持に努めたいと思っております。

万が一、今後の状況次第でそういう状況が変わってくれば、そういったことも含めて、これは後日、また総合的に判断ということになります。私どもといたしましては、今申し上げました安全が確認されたプラントの再稼働と徹底した経営効率化で、できるだけ安定した電気を、できるだけ今の料金で末永く維持するという事に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○委員（嘉田由紀子） 2点、コメントのようなことですが、このコスト削減については、もちろん人件費なり燃料費のカットに御努力をいただいているのはわかるのですが、そもそも国民は、この電力独占体制が高コスト体質だということを大きく不安、不信、不満を思っているのです。ですから、ヨーロッパでもアメリカでも国によって違いますけれども、日本の電力全体、特に家庭系は選びようがないのです。家庭系は選びようがない、独占ですから、関西は関西電力しか選びようがない。そういうところで、本当に電力自由化、システム改革をやる覚悟があるのかなのかということの中長期的に示していただかないと、こうやって目の前でじわじわと上げられることは、国民的に納得できない。

2点目の問題は、大飯あるいは高浜の原発の再稼働を前提にということですが、ここを言うにはまだまだ早いのではないのでしょうか。規制基準もまだ決まっておらず、しかも、高浜の場合には、何かMOX燃料をフランスから運び込むということですので、プルトニウムですね、このあたり、国民の不安は全く解消されていないので、ここをおどしのように、いわば原発再稼働しなければ、あるいは稼働を続けなければ電

力料金上がるよということを言われると、やはり国民的に納得できない、そのあたりの今後の安全性の担保をどうするか、一つは電力のシステム改革、それから安全性の担保というところでお願いします。

○関西電力社長（八木 誠） 今の御質問の1点目の、いわゆる電力システム改革に対するスタンスということでございますが、私ども、電力のシステム改革が先般、国の方で、内閣の方で、いわゆる方向性が示されております。私どもは、このシステムの改革というのは、真にやはり国民の皆様利益につながる改革であるべきだと、こう思っております。そういった観点からの改革に対しましては、私どもはこれまでも今までの検討に対して積極的に対応してきてまいっておりますし、これからまだまだ実現するに至りましては詳細な検討、課題が多々ございます。その詳細検討に対して積極的に対応してまいりたいと思います。特にこの電力のシステム改革の中での小売部門を含めた電力の自由化というのは、これはお客様が電気を自由にお選びになるという、これはまさに国民の利益につながるものでございますし、また、広域系統運用機関といったように、震災などのときに全国的な需給の運用ができないということにならないように、こういったことについては、本当に私どもはそういう目的にかなっていると思います。そういう意味では、私どもといたしましては、このシステム改革に基本的には前向きに検討してまいりたいと思います。

ただ、大事なことは、真に国民の、お客様の利益につながるという意味で、例えば発送電分離というようなことが、本当に今まで培ってきた安定供給ということと、それからいわゆる送配電部門の中立性の確保、競争の実現ということが本当にきっちり実現できるかどうか、そこが担保できる仕組みができるかどうか、あるいはそういった事業環境の整備、今、原子力がこのような状況の中で、本当にそういうことを実現して可能になるのかと、まだまだ検討すべき課題は多々あると思っております。したがって、そうしたことをしっかりと検証していただきながら進めていただくということを是非お願いしたいと思っております。

それから、2点目の原子力の再稼働につきましては、御指摘のとおり、今回の電気料金の申請に当たりまして、あくまでもこれは事業者側の、ある意味では判断ということで、高浜の発電所の3、4号の再稼働を7月ということで申請したものでございます。したがって、現実の問題は、この高浜再稼働ということは、今の原子力規制委員会、規制庁等が示されております安全基準をしっかりとクリアしていくということが大事でございまして、私どもといたしましては、このお示しいただいてる安全基準を、これはもう確実にクリアすることはもちろんのこと、福島のような事故を二度と起こさないという固い決意のもと、さらなる安全性向上を自主的に、継続的に取り組んでいくと、そういう思いで進めております。そういった中で、発電所全体としての安全性につきましては、震災以降、緊急安全対策を実施し、国からお示しになられた30項目の対策、さらには私ども自主的、継続的な対策を実施してまいっております、そうしたことを引き続き確実に実施し、今後ともそういうふうに取り組んでまいりたいと思っております。

○委員（嘉田由紀子）　これ以上はもう議論いたしませんけれども、MOX燃料についてはどういう御判断なのでしょうか。

○関西電力社長（八木 誠）　MOX燃料、プルトニウムのMOX燃料につきましては、これは地元の皆様から御理解を賜りまして、MOX燃料で高浜4号で一度燃焼させていただいております、今回の停止に伴いまして、MOX燃料を、次以降、再稼働に当たってどうするかということは今はまだ判断はいたしておりません。これは、やはり御指摘のように、このMOX燃料に対する安全性について我々はこれまで御説明し、地元の皆様の御理解を賜った上で進めてまいりましたが、改めてこれからの再稼働に当たって、MOX燃料に対する御理解、これは地元の皆様を含めて御理解を賜った上で進めてまいりたいと思っております。

○委員（松井一郎）　本当は、これ以上の値上げについては、大阪の、いや、関西全体での生活者はなかなか耐えられないと思うんですけど、先ほど八木社長のほうか

らも、さらなる効率化で何とか今の値上げでやっていきたいと。ただ、高浜が動かない場合は、簡単に言うと400億円程度、また値上げしないと成り立ちませんと、こういう話だと思うんですが、これはどうなんですかね、さらなる経営効率の中には、これは株主総会とかで、その話になるかもしれませんが、現在の内部留保している金額とか資産とか売却して、やっぱり5年、10年はそれでも耐えていくということは、考えられるのでしょうか。

○関西電力社長（八木 誠） 内部留保につきましては、昨年度、それから今年はまだ決算発表しておりませんが、2年連続で赤字で、今年が最大の赤字となる見込みでございます、内部留保を取り崩すこととなります。この状態で、25年度、仮に原子力が動かないということになりますと、先ほど燃料費の増分だけでも3,500億円ほど出ると申し上げましたけども、そういったようなことで、内部留保をも取り崩し、資本金も取り崩すこととなります。

一方で、実はここに隠れておりますが、繰延税金資産という、いわゆる将来の税金を免除していただくための一応留保した資金がございますが、これを会計士から取り崩せと言われてますと、これが実は5,000億円ございます。これ取り崩しますと、途端に債務超過ということになってまいります。したがって、私どもとしては原子力が動かない状況のまま推移いたしますと、経営的にも大変厳しくなります。ということは、基本的には電力の安定供給をつかさどるために、例えば必要な燃料費の手当て、これの資金調達が銀行から借りれないとか、あるいは設備を修繕するための費用が借りれないということで、私どもとしては電力の安定供給という私どもの使命を果たせない状況が見えてまいります。したがって、何を申し上げたいかということなんです、私どもとしては、そういうことに至らないように、とにかく安定供給という責務をしっかりと全うするために、効率化も当然でございますが、やっぱり安全が確認された原子力の再稼働ということをあわせ持っていないと、効率化だけではとても乗り切れるような状況にはない、非常に厳しいというのが現状でございます。当然、

効率化に努力してまいります、そういうことで頑張りたいと思っております。

○委員（門川大作） 御苦労されていることはよくわかるのですが、一方で厳しい市民生活、中小企業の状況、なお一層の経営効率化と徹底した安全確保が大事ですので、明日、大阪さんと一緒に株主提案させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、続きまして、大飯発電所の3、4号機に関する基準適合性確認結果についての御説明をお願いしたいと思います。

○関西電力社長（八木 誠） それでは、続きまして、お手元の資料で大飯発電所3、4号機におけます新規制基準への適合性確認結果の概要につきまして御説明申し上げます。

大飯発電所3、4号機につきましては、これまで実施してまいりました安全性向上対策、それから、まだ6月の末までに今現在進めております対策、こうしたことを含めまして、新しい基準に適合するということを確認いたしましたので、先般4月18日に原子力規制委員会の方にその結果を提出させていただいたものでございます。現在、規制委員会での御審議を賜っておりますが、私どもといたしましては、そうした御審議、評価作業に、今後、真摯に対応してまいりたいと思っております。

それでは、具体的な内容は資料に基づきまして御説明させていただきます。

○関西電力副社長（岩根茂樹） お手元の資料、関西電力、資料2でございます。当社は、原子力規制庁から新規制基準を踏まえまして大飯3、4号機の実態を確認し、準備できたものから報告するよう要請を受けておりましたので、新規制基準への確認結果を取りまとめまして、4月18日に原子力規制委員会に提出いたしました。本日は、その結果につきまして御説明させていただきます。

1ページをごらんください。大飯3、4号機につきましては、東電、福島第一発電所事故以降、多重化、かつ多様化の観点からさまざまな安全対策を実施してまいりま

したが、6月末までにさらに必要な対策を講じることで、新規制基準に適合することを当社として確認しております。今後、原子力規制委員会や規制庁による新規制基準に関する現状評価作業に対して真摯に対応してまいります。また、6月末までの完了に向けて、必要な対策を実施するとともに、一部概略評価となっている項目につきましては、今後、評価完了次第、原子力規制委員会に報告する予定でございます。

2ページをごらんください。新規制基準の全体像でございます。

新規制基準には、従来、事業者の自主保安として実施しておりましたシビアアクシデント対策、黄色の部分でございます。規制基準として新設されております。内容としましては、炉心損傷防止対策に加え、万が一、炉心が損傷しても格納容器の破損を防止する対策、さらには格納容器が損傷しても放射物質の拡散を抑制するための基準でございます。また、従来の安全基準の項目につきましても、地震、津波に対する性能だけでなく、竜巻などの自然現象や火災など、全てが強化されております。

次に、3ページをごらんください。3ページから5ページにかけて、新規制基準で新たに要求される機能への大飯3、4号機の適合状況を項目別に記載いたしております。

3ページは、耐震・耐津波機能及び重大事故を起こさないために設計で担保すべき機能への適合状況でございます。4ページ、5ページに重大事故に対処するために必要な機能への適合状況を記載しております。

6ページをごらんください。今後、6月末までに実施する主な対策について御説明いたします。

炉心損傷防止対策として、恒設ポンプや可搬式ポンプを設置し、炉心冷却を行います。格納容器損傷防止対策としては、恒設ポンプや可搬式ポンプによる格納容器の冷却、減圧及び放射性物質低減を行う対策に加え、海水注入ラインの追設も行います。外部事象対策としては、航空機落下等による大規模損傷時の放射性物質の放出抑制のための放水砲配備を行います。

次に、7ページをごらんください。4月18日の報告時点では、一部概要評価のものがございますので、今後、5月及び6月に詳細評価の結果や手順書について追加報告を行う予定でございます。

最後に、8ページをごらんください。まとめを書いております。

詳細評価中の項目もございますが、大飯3、4号機に関して、新規制基準に適合していることを当社として確認しております。詳細評価中の項目につきましては、評価完了後に改めて報告する予定でございます。また、規制庁の確認作業に応じて、必要な情報は適宜提出してまいります。さらに、当社といたしましては、新たな基準に積極的に対応するとともに、規制の要求にとどまるところなく、世界最高水準の安全性を目指して国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性、信頼性の向上に取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございます。

御質疑等ございましたら、お願いします。

○委員（嘉田由紀子）      まずタイトルについてですが、新規制基準適合性確認結果の概要という意味ですが、全体の動きからすると、そもそもこの原子力規制委員会の制度というのは、事業者側がここまで備えています、基準を満たしていますと評価するのは規制庁ですよね、仕組みとして。しかし、今のこれを見ていると、適合していることを当社として確認していますというと、試験を受ける側が、最初から自分たち100点満点ですと言っているみたいな意味に聞こえるので、こここのところがどういう意味なのか。

それと具体的にはそれぞれの項目の中で、例えば活断層評価に当たり必要な場合40万年前までたどることとありますけど、これまでの活断層評価に影響がないことを確認、これは今、活断層については、島崎先生を初め専門家の方が評価をしている最中ですよ、ということも含めて、全体のこの結果という、適合しているという意味と、それから個別のことはあるのですが、一つの例として、この活断層のところの御

説明をお願いしたいと思います。

○関西電力原子燃料サイクル室長（高杉政博） 原子燃料サイクル室長の高杉でございます。

原子力を担当しておりますので答えさせていただきます。規制の方法は、まず基準は、例えば火災に対して安全性を守ること。守るためのやり方は、それは事業者任せられておまして、例えば水をかけるのもいいし、火災を起こさないようにするもいいし、それは事業者が自分でどういうやり方をするか決めて、それで大丈夫ですという評価をつけることとなります。今回お出ししてるというのがその評価結果で、その評価が妥当かどうかということ規制委員会の方で確認されることとなります。今、我々としては、そういういろんな基準に対して、我々のやり方は十分満足しているという評価をつけてお出したということでございます。

活断層につきましても、同じように我々は調査をして、我々としては活断層でないという技術的な結果を得て、それをお出しして、それに対して規制委員会のほうで、それが本当かどうかというのを今から議論されるということになると思われま。

○委員（嘉田由紀子） そうすると、この原子力規制委員会、原子力規制庁による新規制基準に関する現状評価作業に対しては、規制委員会がここは適合していないということがあったら、そのときには受けとめて稼働できない状態もあり得るということ担保しているとの理解でよろしいでしょうか。

○関西電力社長（八木 誠） これは申し上げましたように、これは規制庁からこの新しい基準に係る大飯3、4号の確認作業を実施してください、準備ができたものから報告するよということございまして、まだ、完璧に終わってないものもありますが、現時点で準備ができたものということで、私どもでこの確認作業をした結果を御報告させていただいたものでございます。その中で、私どもとしては適合しているのではないかと判断しておりますが、御指摘のように、この評価作業は規制庁が行うものでございます。規制庁から、いろんな御指示が出てくると思いますが、そ

れは真摯に受けとめて対応してまいりたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 先ほどの活断層の話はよろしいのですか。

○委員（嘉田由紀子） 少なくとも原子力規制委員会は、まだ島崎委員長を初め、判断はしてないですね。

○関西電力社長（八木 誠） そうですね、活断層につきましては、現在、規制委員会において審議中でございます。私どもとしての見解は御説明させていただいておりますが、それは現在、審議の途中でございます。その審議結果がこの結果にどう反映されてくるかというのは、今後の状況になると思いますが、私どもとしては、それをしっかり議論しながら対応してまいりたいと思っております。

○委員（松井一郎） まだ規制委員会は安全基準がこうだとはっきり決まってないんですね。これは僕が勉強不足かわからないのですが、それが決まってない中で、新基準で適合するということを確認ということがちょっとよくわからんところなんです。基準がないのに確認できたと言われるのは、ちょっとわからないんですけど。

○関西電力社長（八木 誠） これはですね、基本的には今の大飯3、4号のプラントがなぜ動いてるかという、これは今の新規制基準のもとで判断されたものではなく、前政権下のいろんなプロセスの中において、国の最後はいわゆる首相の判断のもとで安全性を確認されたプロセスでございまして、そういうプロセスに基づいた運転になっています。したがって、新規制基準を適用するものは、これから再稼働するプラントに適用されるのですが、大飯の場合は、新しい規制基準、パブコメ中であらうございまして、まだ決まっておりませんが、新しい規制基準の大体骨子が出てきたということで、その規制基準が今の大飯の発電所の運転にどのように適合しているかを確認するということを、これは今の規制委員会の御判断のもとに判断されたということであらうございまして、私どもとしてその判断に従っているということであらうございまして。

○委員（松井一郎） 広域連合としては暫定的な安全基準は、新しい規制委員会のもとでの新基準で適合するかどうかが一番重要なポイントということ、言い続けて

きたんで、前政権の基準で今現在動いているから、それに見合わせて事業者としても確認するっていうのは、おかしいんじゃないですか。新しい規制委員会のもとの新基準で確認されるべきものだと思うんですけど。

○関西電力社長（八木 誠） それは今の原子力規制委員会、規制庁の御判断によると思いますので、私どもとしては、今の国の御判断に従って対応させていただくということになると思います。

○広域連合長（井戸敏三） 私の理解では、2月の中旬ぐらいでしたか、規制委員会が7月に正式決定する新基準の案を発表された。その案に基づいて、関西電力が、クリアしているかしてないかの確認作業をされた。今までで確認作業を終えた分について、規制委員会のほうに事前に報告をされた。規制委員会のほうは、既に動いている大飯発電所なので、案の段階だけでも審査を自主的に行っている途上にある。そう私自身は理解しているのですが、いかがでしょうか。

○関西電力社長（八木 誠） 御指摘のとおりでございます。

○広域連合長（井戸敏三） ですから、ある意味で、松井委員がおっしゃったように、我々が暫定的な基準に基づいて限定的な運転を大飯発電所がしている、それ自体に対して、関西電力も規制委員会自身も、それなりのバックフィットの過程をしてくれていると見えるんですが、実質的にそうなっているかどうか、これは最終判断を待たないと評価しにくいかなと思っているのですが、いかがですか。

○委員（嘉田由紀子） 一般的には、今、松井委員がおっしゃったように、基準をつくりました、その基準に照らし合わせてという手続を踏むのであって、事前に暫定基準で、適合結果というようなことで言われると、何となく一般感覚としてはインサイダー取引みたいに見えなくはないのですね。つまり事業者と規制側が、事前にやっているのだということは確かにあります。そこのところを、いわば前向きに広域連合として解釈していいのかというのは、私も一抹の不安があります。

○広域連合長（井戸敏三） 今までずっと何もしなかったんですよね。つまり暫定

的で限定的な運転が大飯なされているんだけれども、新基準に基づいてバックフィットをしてくれっていうのが我々広域連合ですずっと要請をしてきた。しかし、ある意味で、その要請に応じて作業を始めてくれているというようにも評価できるんですね。ですから、もう少し全体の推移を見てみなきゃいけないのではないかなと思います。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 我々の前回まとめた意見も、審査をしてだめって言ったらとめてくださいねと、ちゃんと約束どおりにねというような話がありましたでしょう。ですから、今、動いていることについて、規制委員会が審査してやろうということ、だめということはないのではないですか。関西電力が勝手に八百長やっているということなら、それはちょっとおかしいじゃないかと言ってもいいと思うんだけど、規制庁の流れの中で、デュープロセスを踏んでいるということだから、別におかしくはないと私は思います。我々もそれを前提にしているのではないのでしょうか。

○委員（嘉田由紀子） 基準そのものは、4月10日に出されて、そして5月10日までパブコメを受けている段階ですよ。ですから、基準は100%固まったわけではない。固まったわけではないけれども、仮基準で審査してあげるよというのはちょっと一般社会的には、どうかと思うのは確かなので。

○広域連合長（井戸敏三） 嘉田委員、それは現に動いている大飯の3、4号発電所の問題ですから、我々は基準ができれば早急にバックフィットやれと言ってきたので、ある意味でオーソライズは7月になっていますが、パブリックコメントまでかけている新基準だということですので、その新基準について照らし合わせて、満たしているか満たしてないかっていう審査を早目にやっていただくってことは、我々の要請にも応えているということではないのでしょうか。そういう、インサイダーをやっているというような意味ではなくて。

○委員（山田啓二） 1点質問があるのですが、例えば免震棟の問題がありますよね。今回は代替のところで行っていくという話になっているわけであって、そうすると、本来の意味の免震棟はどうするのか、あくまで代替は代替だと思うのですが、代

替の程度はどの程度なのか、こうした問題については、これから関西電力がきちんと内容について公表していただいて、我々にもお知らせいただけるということでしょうか。

○関西電力社長（八木 誠） 御指摘のとおりでございます。私どもとしては、例えば免震棟の建設を進めております。できるだけ工期を前倒ししておりますが、免震棟ができるまでの間、今の発電所の制御室の隣に、いわゆる非常時の緊急時対策室に相当する機能を持たすことがきちんとできますし、そういう機能を果たすことができるような対策を打っております。そうしたことで、いわゆる今ここで示されている安全の基準は、我々としては確認しております。満足していると思っておりますが、あくまでも暫定的な措置として現状の中でそういう対策を実施しております。恒久的には、さらなる信頼性を高めるためには免震棟の建設が必須でありまして、それはそういう意味で実施しております。したがって、ここの解釈というのは、我々としては現行の安全基準を満足する代替の方法も含めて、現状運転には問題ありません。ただ、さらなる信頼性を高めるために、例えば免震重要棟、あるいは防潮堤と、こうしたものは今計画をしております。そういうことはしっかりと進めていくということをごきちっと御説明させていただきますので、御指摘のように、こういったことは国だけではなく、皆様にも今後きちっと御説明させていただきたいと思っております。

○委員（山田啓二） そのときに、例えば新基準ですと、代替施設の広さはどの程度必要だと考えておられて、それで代替しているところについての確認における評価情報をきちんと出していただきたいと思います。我々はそれが正しい免震棟の代替施設であるかどうかについて、やはり第三者的な目を入れていかなければならないと思っております。こういった情報についてきちんと公表していただかないといけません。どういう基準で確認したのかということをご公表していただければありがたいと思っております。

○関西電力社長（八木 誠） 御指摘のとおり、しっかりと情報開示に努めてまいりたいと思います。

○委員（松井一郎） 今のもちよっと僕はわからないのですが、世界一の安全基準をクリアしたら原発は動かすという事業者としての社長の御判断だと思うのです。だから、今の施設で緊急時の免震棟がなくても、今でもその緊急時の対応は、十分安全なんだといったら、別に免震棟、要らないという話になると思うのです。免震棟が要るということは、施設ができるまでは、世界一の安全基準をクリアしてないのではないかと、僕は思うのです。現状でそれができているなら、免震棟は要らないということになると思うのです。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 僕が答えるのも変ですが、物すごい耐震防護になったんですよ、これは。例えば、これが原子力じゃなくて、普通の企業経営か何かだったら、何をばかなことをやっとするんだとって株主に怒られるような話だと思うんです。だから、免震棟は要らんじゃないかと、こっち安全だったら免震棟なんか要るもんかって、言っちゃいけないんですよ、それは間違いです。

○委員（松井一郎） 普通の企業の場合は、いろいろなことをして、取引先には迷惑をかけますが、一般的に不特定多数の人の健康被害を及ぼすようなことはありませんからね、それはわかる。これは福島事故を起こして、絶対安全はないけれども、もう今までのような想定外ということをおこうという安全基準で運転させようとしているわけですから、その基準はここっていうのを決めてもらわないと、判断できないと思うのです。

○広域連合長（井戸敏三） その基準はもうここって決めているわけです。それで、免震棟も要るって言っているんです。要るのですが、それをつくるのに3年ぐらいかかるから、その期間をどうするか、それを一律に延ばしたらいいんだろうかってことは、委員長もおっしゃっているように、それだと経済社会的な影響が大き過ぎるので、代替措置を認めましょうと。その代替措置をきちっとつくりましたよ、免震棟も今整

備中ですよという御説明をされている。それについて、代替機能をきちっと満たしているかどうかの判断は規制庁がすると、そういう話だと思います。

○委員（平井伸治） 2つの問題が混同されていて、高浜原発の話もありますし、大飯原発の話もある。大飯原発は今動いている。その動いているものをどう扱うかという、ちょっと別問題が紛れ込んで、そこだけ今説明されているので、話が混同されています。我々にとって大切な2つのポイントがあって、一つは松井委員がおっしゃるようなことなんです、今の新基準と言われるものが本当にこれでいいのかどうか。これは周辺地域としてそこに疑問があるのであれば、パブリックコメントの期間ですので意見を出すべきですね、我々が。例えば今の免震棟問題などがあって、北朝鮮の話があると。正直、テロの対象になったらどうするんだということがあります。私も島根原発すぐ隣ですから、非常に危機感もあるわけです。これについて、委員会のほうでは猶予期間を設けることにしてしまっているものですから、じゃあ、猶予期間が本当はつけるべきでないのではということが松井委員の御意見でありまして、もしそうであれば、新基準について、本来物申すべきなのかもしれません。フィルターつきベント、これも沸騰水型とそうでないものとで暫定期間を設けるかどうかの差がついています。本当にこれでいいのかどうかということもあるんだと思うんです。これは我々で、関西電力がおられない席でそういうことについてどう扱うかということをもともと議論しなきゃいけないというのが一つの問題点であろうかと思っています。

もう一つは、我々は周辺地域ですが、周辺地域をどういうふうに国が再稼働云々で今後取り扱っていくかということがまだ決まっていない。これは新基準の問題の外にあります。これについて、別途、改めてこういう説明を受けている段階で我々として意見を出すかどうか、これはパブリックコメントの話ではございません。国が再稼働問題について、周辺地域をどう扱うかについての制度を考えるべき段階に今来ているわけでありまして、これについて我々が意見を出すかどうか、これが2つ目の論点ではないかと思っています。いずれにせよ、八木社長を交えて議論することでもないと思

ますので、その後で議論してはどうかと思います。

○委員（嘉田由紀子） 私もいろいろ勉強させていただいて、アメリカあるいはフランスなどで原子力発電所を立地させるときの基礎的な地域条件があり、そして最も安全なところを、例えば水資源が近くにないかとか、あるいは地震のリスクとかを、条件を絞り込みながら立地させてきたということの勉強をさせていただいているんですが、そもそも大飯や高浜、昭和40年代、ちょうど42、43、44年ぐらい、あの場所に決めたときの関西電力さんの立地条件のスクリーニング、基礎調査というのはどうなされているのか、今、御準備ないと思いますので、どこかで、またレクチャーをいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○関西電力社長（八木 誠） 今、ちょっとここで具体的なところまでお答えできませんので、今の御質問の点は整理して、また御説明させていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、電気料金と大飯の原発についての安全性確認申請をされたことについての御説明をいただきました。

我々としては、電気料金については、八木社長もおっしゃっておられましたが、高浜原発の3、4号機の再稼働が前提にされているわけですが、これの審査期間が延びたからといって、これを理由に料金を値上げ、再申請されることがないように全力を挙げていただきたいということが一つだろうと思います。電気料金の値上げは、関西の各家庭のみならず産業に大変大きな影響を与えています。さらにそのことが関西の力を奪っていく原因にもなりますので、ぜひ真摯に検討していただきたいと思います。

2番目は大飯の原発です。私どもとしては、暫定基準に基づく審査で安全が確認されて国が動かすということになったのですが、それはそれで限定的だし、新基準ができれば早急にバックフィットをすべきだと申し上げてきました。したがって、今もその努力をされているという御説明は伺ったと思いますが、そのバックフィットの結果については、原子力委員会のほうにも早急にやるべきだということを申し入れる必要がありますが、関西電力としても残されている部分もあるようですので、早急にさら

なる追加をしていただいて、確認をきちんと終えていただくことを要請しておきたい  
と思います。

今日は本当にありがとうございました。お忙しい中、大変重要な問題2点について、  
八木社長自らお出ましただいて御説明いただきました。

それでは、続きまして、議事に入らせていただきます。

この夏の電力需給対策については、京都大学の白井先生も御参加いただいております。  
どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この夏の電力需給対策について、資料1で検討をさせていただきます。

○関西電力社長（八木 誠） それでは、私どものほうから、関西電力から今夏の  
需給状況につきまして御説明をさせていただきます。

今夏の需給状況につきましては、先日、国の委員会で御検証を賜っております。弊  
社管内におきましては、平成22年度並みの猛暑を前提といたしましても、最低限必要  
な3%の予備率は何とか確保できる見通しになってございます。弊社といたしまして  
は、引き続き、今、安全運転しております大飯3、4号機の安全、安定運転に万全を  
期してまいりますとともに、供給力の確保、それから事故トラブルの未然防止等に努  
めまして、この夏の電力の安全、安定供給に全力を尽くしてまいりたいと思ってお  
ります。また、今夏の需給安定に向けましても、これまでと同様に国の方針を踏まえな  
がら、関西広域連合の皆様と連携させていただきたいと考えておりますので、またど  
うぞよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、お手元の資料に基づきまして、資料を御説明させていただきます。

○関西電力副社長（岩根茂樹） 資料1でございます。1ページをあけていただき  
ます。今夏の最大電力想定のお考え方について記載させていただいております。

上段の一番左端の棒グラフ、これが節電の願いをしておりませんでした平成22年  
度の実績3,089万キロワットでございます。左から2番目の棒グラフが24年度の実績  
です。2,668万キロと421万キロワット減少しております。その内訳を見ますと、節

電の影響が368万キロワットと一番大きくなっております。そのうち、この夏に定着する節電影響量といたしましては、左下に記載しておりますように、至近のアンケート結果による大口、小口、家庭別の節電の継続率、大口65%、小口、家庭用は79%から268万キロワットと想定いたしております。この268万キロワットは、平成22年度の夏季最大電力と比較いたしますと8.7%相当の節電効果となっております。

経済影響につきましては、右下に記載しておりますとおり、平成22年度と比べまして、24年度は37万キロワットのマイナスを見込んでおりましたが、今夏は今後の景気拡大を織り込み、平成24年度から21万キロワット増加するものと想定しております。それらの結果などを踏まえまして、平成22年度並みの猛暑を織り込みました今夏の最大電力を2,845万キロワットと想定いたしております。

次に、2ページをごらんください。この夏の需給見通しについて御説明させていただきます。

上から順に、予備率、需要、供給力、その供給力の内訳について記載しております。左から昨夏の想定、今夏の想定、その差分を記載いたしております。需要は上から2つ目の分ですが、先ほど御説明いたしました2,845万キロワットですが、供給力につきましては2,932万キロワットを確保いたしております。

供給力のポイントについて説明いたします。原子力は、昨夏の見通し時と比べますと、今夏は大飯3、4号機の236万キロワットが増加しています。なお、先ほど御説明した料金改定では、高浜3、4号機の稼働を織り込んでおりましたが、今夏の需給見通しでは供給力としては見込んでおりません。

揚水につきましては、大飯3、4号機の稼働と節電の定着による想定需要の減少により、今夏は420万キロワットの供給力が活用可能となります。

火力は昨夏同様、震災特例も活用し、全台運転を計画しております。また、少しではございますが、増出力運転の実績の反映などで、昨夏よりは6万キロワット供給力が増加しております。

他社・融通のうち太陽光につきましては、固定買取制度による普及の進展などで、昨夏よりも16万キロワットの増加を見込んでおります。また、他社・融通のうち火力に分類しております自家発や他電力からの融通につきましては、最低限必要な予備率3%を確保するところまで調達を計画しています。なお、資料には記載はございませんが、中西地域全体では、予備率が6%程度確保できる見通しであり、万が一の緊急時におきましても、他電力からの融通により対応が可能であると考えております。

3ページをごらんください。今夏の需要側の対策の考え方と取り組みについて御説明させていただきます。

昨夏は、需給ギャップが大きくマイナスと想定される中、計画停電の準備や他電力管内でも数値目標を伴った節電を要請していただくなど、お客様にも相当の御負担をお願いし、期間を通じてありとあらゆる対策を実施しました。今夏は、設備トラブル等により需給が厳しくなる可能性はあるものの、計画時点では予備率3%を確保できる見通しでございます。そのため、お客様の御負担を極力軽減しつつ、効果的、効率的なピーク抑制対策につきまして、引き続き取り組みを進めるとともに、将来に向けた知見の蓄積を図ってまいります。

具体的には、ホームページでのでんき予報の公表、ホームページや検針票裏面によるPRに加え、節電、省エネに有用な電気の御使用状態が見える化するサービス、はぴeみる電の加入拡大に向けた取り組みを進めてまいります。また、法人のお客様向けの取り組みとして、大口のお客様を対象とした緊急時のネガワット特約、通告調整特約や、主に小口のお客様を対象にするBEMSアグリゲーターを活用とした需要抑制の取り組みを実施してまいります。

4ページでございます。まとめでございますが、当社といたしましては、今夏の需給の安定に向けまして、需給両面の対策に取り組んでまいりますとともに、関西広域連合の皆様とも連携させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。

この夏の電力需給対策について、当連合として電力需給等検討会議で検討していただいてまいりました。京都大学の白井先生が御出席いただいておりますので、御報告を賜りましたら幸いです。

○京都大学教授（白井康之） 京都大学の白井です。よろしくお願いたします。

先ほど関西電力のほうから、今夏の需給の見通しと対策についての御説明がありましたが、それに対しまして、私のほうからは関西広域連合エネルギー検討会の電力需給等検討会議として確認をさせていただきます内容を御報告させていただきます。

資料ですが、関西電力管内における平成25年夏の電力需給見通し検証結果等（概要）と、本資料がございます。説明のほうは概要に沿って行わせていただきます。

まず1番、電力需給見通しの概要の中の需給の算定方法ですが、ここでは、今夏の電力需給検証の全体について記載しております。関西電力の今夏のピーク時の電力需給につきましては、国の電力需給検証小委員会におきまして、需要が2,845万キロワットであるのに対して、供給力が2,932万キロワットということで、供給予備力としては87万キロワット、3%が確保されるということが示されております。広域連合におきましては、これに加えまして、大飯原子力発電所3、4号機が順次定期点検に入ります9月についても、関西電力にデータ提供を求めまして、需給の状況を確認させていただきました。

以上、結果としては、需要、供給力の算定方法は、昨夏とほぼ同様でして、得られた数値は妥当であると確認をしております。

個別にお話しさせていただきますが、（2）番、供給予備力について記載しております。関西電力においては、発電施設のトラブルリスク管理をしっかりと行っていたく、あるいは他電力からの融通や一定の節電量が確保できるということを前提としまして、原発が停止する9月を含めて、この夏を通じて安定供給のための最低限必要とされる供給予備力として3%、これを確保できる見通しであると。電力需給が逼迫

する可能性は低いということを確認しています。また、この需給見通しで計上されているもの以外に、随時調整契約などによる需要の抑制、あるいは試運転中の火力発電施設がございます、そういうこともありということで、需要あるいは供給の双方で対策が強化できる可能性というものがあるということを確認しております。さらに、中西日本の系統で、6社全体で見ますと5.9%の供給予備力が確保されていると。万一の際には、他電力会社からの追加融通も可能であるということを確認しております。

(3) 番、定着節電量についてですが、関西電力の今夏の需要予測の中には、定着した節電による需要減として268万キロワットを計上しておりました。この268万キロワットは、猛暑であった平成22年夏の需要の8.7%に相当するものですが、その数字の妥当性について、主に昨年度に関西広域連合が実施した節電量の推計との比較により検証をさせていただきました。関西広域連合では、昨年度、独自に実施したアンケート調査に基づいて、着実な定着節電というものとして185万キロワット、協力要請によっては最大で341万キロワットの節電が見込まれると推計しました。

一方、関西電力のアンケート調査に基づく定着節電量は268万キロワットでして、関西広域連合が着実な定着節電と見込んだ185万キロワットと比較すると83万キロワット多く推定されております。この差が生じる原因としては、推計方法が異なっているということで、特に関西電力のほうは需要ピーク時の節電量を対象にして推計しておりまして、関西広域連合のほうはエアコンの28度設定とか、不要時の停止とか、対策項目を細かく問うことにして、節電量を足し合わせて全体を推定しております。それで、期間中の平均的な節電量というものを出しているということに対応しておりますので、これが原因でこういう差が出ていると考えております。

関西電力の節電量の268万キロワットといいますのは、先ほど申しました、この夏を通じて着実な節電量と見込んでいる185万キロワットと、それから要請をした結果ということで、最大の節電量と推定しております341万キロワット、この間に入っているということで、これらを考えますと、関西電力の推定値というのはおおむね妥当

な数値であると考えております。

(4) 番に行かせていただきますと、リスク管理としての需給想定というものについて記載しております。国の委員会でも検討されましたが、発電施設のトラブルが同時に多発した場合、あるいは大飯の原発が定期点検、定期検査前に停止するという場合、それについて検討した結果を記載しております。

トラブルリスクについては、中西日本全体として、過去5年間で同日に起こった最大の計画外停止、これが644万キロワットというデータがありますが、それが最大需要日に生じたという場合を想定しております。この場合には、中西日本全体で各種の対策を講じても、供給予備力が3%を下回る可能性がございます。関西電力には、このようなリスクも踏まえて、ネガワット特約あるいはBEMSのアグリゲーターの活用など需要抑制、それから日ごろのリスク低減対策として、火力発電所の巡回点検の強化、あるいは休日、夜間を利用した復旧作業などをしっかりと講じるということにしていきたいと思っております。

大飯の原発3、4号機が定期検査前に停止したということを想定した場合は、原発の236万キロワットに加えて、それに関連して揚水発電の供給力が200万キロワット低下することになります。供給力全体としては442万キロワットが低下することになります。この場合は、中西日本他社から予備率の5%を超える分の電力の融通を受けることを想定しますと、関西電力としては予備率が0.6%にとどまることとなりますが、中西日本全体で融通すると考えますと3.3%になります。ですから、中西日本全体で融通を行うことで、中西6社ともに最低限必要とされる予備率3%を若干ですが上回る結果になっております。

それでは、2の電力需給対策の概要をごらんください。電力需給の想定には、ピーク時における定着した節電として268万キロワット、つまり平成22年夏の比較で8.7%の減少が織り込まれております。安定した電力需給の確保のためには、この節電が着実に実施されることが前提となっております。

一方で、関西広域連合のアンケート調査の結果からも、節電行動のきっかけとして、節電協力の呼びかけが重要であるということや、省エネ、省資源の取り組みというのは、電力需給の状況にかかわらず推進すべきものであることから、今後とも節電、省エネをしっかりと呼びかけていく必要があると考えております。また、節電、省エネの呼びかけに際しましては、わかりやすくという観点からも、目安となる数値を示すとともに、具体的な取り組み事例をあわせて示すことが望ましいと考えております。この夏についても、府県民や事業者による節電努力によりまして安定した電力供給が成り立つという事実を適切に周知するとともに、省エネ型社会への転換などを中長期的な観点も踏まえて、日ごろから節電、省エネの普及啓発を進める必要があると考えております。

以上、電力需給見通しの検証結果と電力需給対策の概要について御報告をさせていただきました。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございました。

白井先生の御説明、あるいは関西電力さんの説明について御質問等ございますか。

（「なし」との発言あり）

○広域連合長（井戸敏三）      それでは、嘉田委員から、関西広域連合としてのこの夏の電力需給対策について御説明いただき、御審議をいただきたいと思っております。

○委員（嘉田由紀子）      どうも白井先生ありがとうございます。

先ほど関西電力からの電力需給見通しについての御説明、また、白井先生からの御説明を受けまして、関西広域連合としては、今夏の電力需給対策についてという1枚ものをまとめておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

今の御説明で、夏を通じて一定の供給予備力が確保される見通しであることは確認しましたが、しかし、これは平成22年夏に比べて8.7%という節電量を見込んだ上で成り立っております。電力需給の安定化については、やはり確実に府県民の皆さんに節電していただくことが重要だと思っております。

今、白井先生の説明にも大変緻密な定着した節電アンケートの中にも出ているんですが、やはり呼びかけがあって節電行動のきっかけになったということがありますので、ぜひともこの呼びかけはしっかりしていきたい。しかも、その呼びかけはわかりやすくということも大事だとおっしゃっておられましたので、定着した節電行動を着実に実施していただくために、目安の数値として、平成22年夏と比べて9%削減というのを出させていただきたいと思います。この9%ですが、国の電力需給見通しで示された定着節電量である平成22年夏と比べてマイナス8.7%ということから9%とさせていただきたいと思います。具体的には、25年の7月1日から9月30日の平日、時間は午前9時から20時、夜8時ということで、9%削減を目安として呼びかけさせていただきます。

留意事項2点、申し上げたいと思います。1点は、産業活動あるいは病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いするということ。もう1点は、高齢者、乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭に、負担をかけてまで節電をお願いするものではないという、この2点については留意事項として徹底させていただきたいと思います。ただ、この節電というのは、全体として中長期的に省エネ型ライフスタイルの転換に向けて、継続して取り組んでいくべきテーマであると思っています。例えばドイツなどでは、過去20年、30%の経済成長をしておりますが、エネルギーは全体8%カットしているという国もございますので、日本の場合にはなかなか省エネ、あるいは節エネが定着しておりません。このあたりは中長期的に、また関西電力のお力もいただいて、省エネ型ライフスタイル、省エネ型産業構造への転換ということもあわせて前向きに呼びかけさせていただきたいと考えております。

それからもう1点、関西広域連合のエネルギー担当のほうで呼びかけさせていただいております夏のエコスタイルです。こちらにつきましては、ペンギンさんのチラシで、「夏のエコトスタイル！」と、エコしたらええことがある、「ほんまかいな

一」と「爽快な一」というような少しわかりやすいところで、もちろんそれぞれの地域の気候に合わせてですけれども、5月1日から軽装勤務を呼びかけさせていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　それでは、この夏の電力需給対策について、まとめいただき、提案をいただいておりますが、御意見ございませんでしょうか。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　賛成ですが、確認です。去年、目標と目安ということが2つありましたね。去年、何か、我が方は目標じゃなかったですか。

○委員（嘉田由紀子）　去年の夏は目標、冬は目安です。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　そうですか、わかりました。

○委員（飯泉嘉門）　徳島の資料、ペンギンの後についてありますが、ぜひ、この機会に、昨年も提案して、関西広域連合全体の取り組みとなった、家族でおでかけ・節電キャンペーン。これも前回は1,365施設、関西全域でやったわけではありますが、もっともっとこれも広げていったらどうだろうか、耐える節電から新しいライフスタイルへということ。もう一つは、サマータイムの話です。もともとはサマータイム、これは関西全域からやろうということだったのですが、政府のもとに屈したという、ちょっと苦い歴史があったわけですが、昨年、ここに書いてありますように、徳島が提唱させていただきまして、兵庫、大阪、鳥取、また大阪市、堺市と、こうした皆さんにもそれぞれのいろいろな工夫でのサマータイムを行っていただいた。先ほど目標9%という。今回、政府のほうでは節電を求めないと、明日決まるという話もあるようですが、そうした中で、やはり関西はよりこうした点に対して厳しくやっていく、しかもただ耐えるだけじゃなくて、そうしたライフスタイルとしてこれをおしゃれにやっていくんだということで、できましたら、平成25年度につきましても、さらにもいろいろな工夫をそれぞれの府県、市の皆さんとともに行えばどうだろうか。

そして最後は、3番目ではありますが、やはり節電といったことで恒常的にこれを続けると考えると、LEDの活用、これは関西広域連合全体で、関西広域連合新商品の

調達認定商品としてLEDを位置づけているところでもありまして、大阪府では既に道路街灯について一括リース方式でのLED化、これを進めております。徳島では、平成25年度から歩行者用の信号、この完全LED化を、やはり中小企業の皆さん中心に開発したものでありますので、これでもって一括リース方式でやっていこうということ。特に点々点々とある信号ではなくて電球そのものを変えちゃうと。外はいいんですね、電球を変えるという、非常にお安くやっていこうと。これも本県での開発製品でもありますので、こうした点を関西広域連合全体で。そうなることによって、中小企業の皆さんにとってのプラスにもなると。一石二鳥ならず三鳥、四鳥を狙おうということですので、ぜひ御賛同を、より広くいただければと思います。

○委員（門川大作） 5月からエコスタイル、クールビズ、始まるわけで、10月まで半年間であります。いいことだと思うんです。

ただ、ネクタイを締めない、ノーネクタイがクールビズというのは誤解がありまして、まだ5月、涼しいです。10月になってもネクタイは締めてはならないと。西陣のネクタイ産地も危機的であります。世界で最初に夏物のネクタイをつくったのは西陣なんです。夏物であっても冬物であっても、ネクタイを締めている人間に暑い寒いは無関係なんです。視覚、見られる方に涼しさを与えるということです。それで、祇園祭のときに浴衣で勤務とかしていますが、クールビズ、イコールネクタイは締めてはいけないんだというような雰囲気に関東のほうにはあるわけですが、TPOに応じて、そのときそのときで、やはり日本の伝統文化を活かしていくということで、半年間ネクタイを締めないとなると大変な状況ですので、その辺も御理解を賜りたいと思います。夏は夏物の西陣ネクタイでよろしく申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） 嘉田委員、そのペーパーで、定着した節電行動の着実な実施というのは矛盾していませんか、表現に。私は、定着しているのだったら、着実に実施しろというのは矛盾していると。

○委員（嘉田由紀子） 正確には、定着したと認識される、計算式によって、調査

結果によって、認識されるものを確実に、この夏も未来に対して着実に行動をしていただきたいと。

○広域連合長（井戸敏三）　それですね、私の提案は、昨年並みの節電の着実な実施（9%削減）を目安に。昨年並みの節電の着実な実施と書いたほうが、皆さんにもわかりやすいんじゃないかなと、去年と同じようなことをやりゃいいのかというふうに思いますのでね。22年なんて、もう覚えていないんですよ、実を言うと。だから、かえって昨年の夏並みだと、そういうほうがいいのではないのでしょうか。

○委員（嘉田由紀子）　そうですね、そこは別に異論がなければ、昨年並み（9%）で。

○広域連合長（井戸敏三）　昨年並みの節電の着実な実施で。

○委員（嘉田由紀子）　実は、正確には昨年は10%だったのですが。まあ昨年並み。

○広域連合長（井戸敏三）　ほぼでもいいですよ。昨年。

○委員（嘉田由紀子）　はい、9%ということで資料は出させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　それが一つとね、留意事項の2番目の、負担をかけてまで節電をお願いするものではありませんというのは、障害者の方なんかの呼びかけのときは、できるだけ協力をお願いしますとか。

○委員（嘉田由紀子）　はい、表現ですね。

○広域連合長（井戸敏三）　ええ。やらなくていいですよというよりは、できる範囲での協力をお願いしますとかね、何かそういう言い方のほうがいいのではないかと。

○関西電力（岩根茂樹）　昨年は、もともと7月の時点では大飯が稼働しておりませんでしたので、少し無理を申し上げてるので、誤解されるということはないですか。

○広域連合長（井戸敏三）　そんなのは覚えてられませんから。

○関西電力（岩根茂樹）　少しそこだけ気になるんですけども。

○広域連合長（井戸敏三）　大飯が動いてないときの節電率なんて、誰も覚えていませんから。私も覚えてないぐらいなんで。

○関西電力副社長（岩根茂樹） 無理をお願いいたしましたので、またそれと同じようなことをやるのかということにはなりませんでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） よろしいでしょうか。

それじゃあ、事務方のほうでちょっと表現、2つについて考えてください。

○委員（嘉田由紀子） はい。それから、最後に一つ。

今、徳島県、京都市さんも言っていたのですが、次の5月の連合委員会には、この夏、着実に9%を実施するためのさまざまな行動メニューをぜひ出させてください、具体的に呼びかけていきたいと思います。そのときには、LEDも環境産業として、エネルギー産業として活用できますし、夏用のネクタイもいいですし、あるいは高島ちぢみなど、伝統的な産業や新産業も含めて、関西の経済にプラスになるような呼びかけもともにしていただくということで、具体的な対策メニューを取りまとめさせていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） よろしくお願いします。

それで、サマータイムは私どももやるつもりですが、関西広域連合では衆議一決できませんので、取り組むところは取り組むということにさせていただきたいと思います。

私の経験では、サマータイム期間は残業しない、それが定着することで非常に効果があると思っています。

節電キャンペーンの家族でお出かけは、ぜひ一緒にやらせていただきましょう。

それから、歩行者の信号機の完全LED化は、取り組めるところが取り組むということにしたいと思いますが、去年から私どもも、大阪府さんと兵庫県は、道路街灯は全部LED化しました。大阪府さんの呼びかけに我々も乗らせていただいて実施したものでございます。これいい例ですので、ぜひ、一斉に取り組むということを宣言してみても、やるのは各府県ですので、取り組もうということをお申し合わせて、取り組む内容や時期はそれぞれ各府県にお任せするということでさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

○広域連合長(井戸敏三) それでは、関西電力の八木社長ほか、お時間を頂戴し御説明いただきまして、ありがとうございました。また、白井先生、本当に難しい分析を御指導いただきまして、ありがとうございました。この夏も9%の目安とした節電を実施するという呼びかけをさせていただきます。フォローは、またどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、白井先生、関西電力の皆様、本当にありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○関西電力社長(八木 誠) 本当にこのたびは貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

○広域連合長(井戸敏三) 時間が大変押しておりますが、引き続き、ワールドマスターズ国際大会の招致についてであります。従来から携わっておられます高橋先生と長ヶ原先生が、ぜひ我々にも御説明したいということもありまして、両先生からWMGについての御説明をいただきたいと思っております。

両先生、御紹介をさせていただきます。

近畿大学の経営学部の高橋教授でございます。

神戸大学大学院の人間発達環境学研究科の長ヶ原准教授でございます。

それでは、両先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋近畿大学教授 近畿大学の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

このワールドマスターズゲームズのことを皆様方に御検討をいただいているわけですが、今日はビデオを3分にまとめました。まとめたものをごらんいただきたいと思っております。IMG Aの、インターナショナルマスターズゲームズアソシエーションの会長のカイ・ホルムという方は一体どんな人物なのかということをごらんいただいて、なるほどこういう人物が主催する大会なんだなというようなことを見ていただければと思っております。

そして、メルボルンの開会式、それから競技の様子などを3分にまとめました。そして、簡単なプレゼンテーションを2分程度させていただいて、皆様方に御案内をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(ビデオ上映)

○長ヶ原神戸大学准教授　私のほうからは、このワールドマスターズゲームズを招致する意義について若干の説明をさせていただきたいと思えます。

招致と申しますと、こういう大型のスポーツイベントというのは、大概経済的な効果というものをねらったものばかりが強調されるんですが、このワールドマスターズゲームズというのは社会・文化的ないろんな効果、意義があると。そこが今までは軽視されてきた傾向がありますので、ちょっとその辺を。この大会スローガンというのが、社会的、文化的な意義を非常に強く言っている。そのスローガンをあらわすような、今までの参加者ですね、そういう方々を紹介しながら、参加者の目線で少しお話をさせていただければと思えます。

まずは、この大会スローガン、エブリワン・イズ・ア・ウイナー、これは皆が勝者ということで、一番このワールドマスターズゲームズで言われている大会スローガンです。出ること自体がこれは勝者であるというようなことなんですが。このシーンは69歳の方が最後、ハーフマラソンでゴールインをされているところで、最終走者ですので余り盛り上がらないかなと思っていたら、拍手喝采で迎え入れられるという。これは、最終走者ほど、年齢が高くなるほど、観客の拍手が非常に盛り上がるというようなことです。こういうエブリワン・イズ・ア・ウイナーというのがまずは根本にあるということです。

次は、ネバー・ツー・レイト、遅過ぎることはないということで、この女性はオーストラリアの方で、102歳です。99歳に背泳ぎを始められたということで、以前から運動、スポーツをやっていたんですが、水泳に関しては私は3年しかやってないのでオールド・ルーキーですと謙遜されていましたが、この方が泳ぐと、周りがもう

拍手喝采で、特にこの方は地元のスポーツクラブに入っていらっしゃって、少女からクラブヒロインとして認められていると。ワールドマスターズゲームズにはこういうクラブヒロイン、クラブヒーロー、羨望のまなざしで見られるような方々がたくさん集まって、そして世界に対して、ここまで高齢者というのはスポーツができるんだということを発信する、そういう起爆剤になっているということでございます。

これは、右の女性の方が全盲でして、左の方が、男性の方、御主人さんです。伴走をされてらっしゃいます。この方々、400メートルの決勝で98秒で入ってこられたんですが、こうやってスタンディングオベーションで。ゴールインされた後に、御主人さんのちょっと体力がもたなかったので奥様が非常に怒ってらっしゃったんですが、次の4年後には必ずまた一緒に出ようねというような、そういうチャレンジを終わらせない、そういうことを言っていらっしゃったのが非常に印象的。

いろんな方々が、スポーツを続けていらっしゃる方が世界から集まってくると。今までの高齢者というのは、いわゆるチャレンジが終わるとというのが典型的だったんですが、特にスポーツに関してはそうだったかもしれませんが、こういうスポーツの挑戦が終わらないということで、そういう方々がまた集まり、そしてまた世界にそれを発信していくということが起こっているということです。

これは、日本の方々がカナダに行きましてソフトボールをやっているシーンですが、学校体育部の同窓会で行かれています。これは日本の成人中高年スポーツ振興のヒントになるかもしれませんが、学校運動部の所属率が非常に高いので、こういう同窓会でもって世界舞台でみんなでまたプレーをするというような、そういうスポーツツーリズムが起こっていく可能性もあるということです。こういう同窓会というのは、エリートスポーツでも同じでして、アメリカのヤンキースの元ピッチャーがいるようなアメリカンドリームチームであるとか、元ロシアのプロバスケットボールチームの方々がもう一回集まって、そういう方々と一般の参加者が世界舞台で対戦するというような、夢の舞台を形成しているのも、このワールドマスターズゲームズの特徴です。

これは、インスパイア・ザ・ネクストということで、どこかの宣伝をぱくっているわけではございません。これは、1998年の大会からずっと言われている、この大会スローガンでして、高齢者というのは、自分たちのための大会ではなくて、若い世代に対して影響を及ぼしたいということで、常にこういう子供を表彰台と一緒に立たせてやっているということです。金メダルが実は大会グッズで買えまして、1,000円する。銀メダルが800円、銅メダルが400円ということで、さすがに選手の方々は買わないんですけども、家族の方々がそれを購入して、こういう表彰台で上げているというようなシーンが見られます。こういう自分たちの身近な方々が出ることによって、また次の少年少女がマスターズ世代になって、生涯スポーツの啓発、教育活動にもなっているというところが、このワールドマスターズの大きな特徴ではないかと思えます。

○高橋近畿大学教授　　今の社会的な意義というのは、写真をごらんいただくとおわかりいただけるのではないかなと思います。

ワールドマスターズゲームズというのは、自分のお金で参加費を出して、宿泊や移動の費用を賄います。それだけに、文化的な魅力にあふれて、観光の魅力が豊かな関西というのは、こうしたワールドマスターズゲームズの舞台としては最適な場所だろうと考えられます。地域の文化に触れて、地域住民の皆さん方との交流も深めて、そして旅行の価値を高め、この関西にお金を落とさせていただく、こういうようないわゆるスポーツとツーリズム、こういうものが融合したのがワールドマスターズゲームズだということをお考えいただければと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　両先生、ありがとうございました。

両先生に御質問等ございませんか。

松井さん、どうですか。

○委員（松井一郎）　　応援はしているんですよ、いい大会だなとは思いますが。関西という、広過ぎるのはどうなのかなと思うだけで。

○広域連合長（井戸敏三）　　御意見出ていましたのは、これだけ広いところでやる

と、参加者がぱらぱらっとなってしまうと、盛り上がりにかけてしまうんじゃないかと。その点についてはいかがでしょうか。

○長ヶ原神戸大学准教授　オリンピックの場合だと一極集中、そこでやるほうが当然効率的なんですが、ワールドマスターズゲームズというのは、スポーツ競技だけではなくて、観光が入っています。大体、選手が平均して9日間は滞在するということで、大会前後で必ず観光行動をしていらっしゃると思います。関西には非常にいい観光資源がありますので、そういうところを回りながらということを考えますと、むしろ広域滞在でやったほうが、このワールドマスターズゲームズの特徴が出るんじゃないかと。

事実、私、ワールドマスターズゲームズのオレゴンの大会に行ったことがあるんですが、州でやっています、その距離というのは、日本全国が入るぐらいのレベルの広さですので、日本はまだこの関西広域連合といっても、世界のレベルから見たら非常にコンパクトな大会としてまとまっていますので、むしろ非常に密接した会場の中でやるのではないかと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　ほかにございませぬか。

それでは、早速相談ですが、レターが来ていますので、どういう返事を返すかということで案をつくってみました。この返書案で、関西広域連合として2021年招致に向けた検討に入ることをお伝えするためのものです。それから、関西広域連合では、2021年ワールドマスターズゲームズ招致に向け、現在は開催提案書案の作成に向けた検討を進めておりますが、その検討状況を見きわめながら、最終調整作業としてこの8月に開催されるトリノ大会へ視察団を派遣し、高い完成度を伴った開催提案書として提出させていただきたいのでよろしくお願ひしますと、こういう返書です。これについては、実を言うと両先生からは、もうちょっと明確にされる必要があるのではないのでしょうかという御意見をいただいております。

○高橋近畿大学教授　実は、このレターの窓口にも私ども2人がなりました。各自治体の事務レベルの皆さん方にはIMG Aのカイ・ホルム会長からのレターをお持ちい

たしまして、事務レベルでの検討をいただいていたのですが、最終結論をいただく前に首長レベルでのお話になった次第です。IMG Aの立場からすると、レターを発出した段階が検討期間の始まりだと彼らは思ってしまっているんですね。ですから、知事、市長の皆さん方との間で検討が始まった時期と、彼らがレターを出した時期の間では、一定期間のタイムラグがあるということを御理解いただきますと、「7月末に原案を提出し」という文言を入れていただくことによって、最終調整作業を今後進めていく、そしていつでもやめる、そういうようなタイミングというのはまだまだできます。ですから、こうした招致概要計画書の原案は7月末には出しますよというようにお書きいただいたほうが、言ってみれば、これから先、国際間でのいろいろな交渉事があるわけですから、そのほうが相手方の納得を得やすいのではないかなと思いますので、私どもとしては、「7月末に原案を提出」という言葉を「最終調整作業として今年の8月に」というところの前に一言入れていただくと相手方が安心するのではないかなと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 実を言いますと、私のところに相談が来たときにはそう書いてあったのですが、この間の皆様方の意見を踏まえると、そこまではちょっと踏み切れないかということで、こんな修文にさせていただきました。この修文ですと、先生、どうでしょう、どういうふうに受け取られるのでしょうか。

○高橋近畿大学教授 長ヶ原先生が事務局長と電話でのやりとり、またメールでのやりとりをしていただいています。その感覚からすると、3月末までにというようにお話あったものを、実は7月に一度延ばしていただいたという経緯がありまして、さらにまた1カ月ということになってしまうと、どうしてかというような疑問がさらに強くなるのではないかなと思います。

実際のところは、原案を出しても最終的に会長を含めて皆さん方に、8月に行ったときにIMG Aの理事からアドバイスをいただきたいというような文言がここに書いてあります。その上で、高い完成度を伴った開催提案書をもう一度出しますよという

ように、ここで念を押しているわけでありますから、このあたりのところは、この7月末にという言葉を入れることで双方のバランスがとれるのではないかなと思います。向こうの皆さん方とのやりとりの中で感じる場所としては、私は入れていただければどうだろうかと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） それを入れることによって、抜き差しならぬことにならないかというのが心配なんです、そういうことはないのでしょうか。

○高橋近畿大学教授 全くございません。別に違約金がこの時点で発生するというわけでもございません。ですから、トリノの大会を見てさらに高い完成度のものを出そうと思ったけども、関西としてはここまで自分たちの考えだというようにおっしゃっていただくことで、最終的に向こうに乗れないなというように判断するのであればいいのではないかなと思います。

こういうようなものは開催誘致をする側と、それから権利を持っている側との間で、双方がウイン・ウインにならないといけないはずですので、そういうウイン・ウインになっていくための、それまでの交渉事としてお互いの立場を理解し合うということがこのレターの中の文言に入ることが重要だと思います。

○委員（平井伸治） 私も高橋先生の御意見に賛同するものですが、これ英語で、想像してみますと、この上のほうにアンダーラインを引いて、関西広域連合として、2021年招致に向けた検討に入っていることをお伝えすると。これ多分英語にすると、余りやる気がない、そういう印象になると思います。どちらかという、プロセス・オブ・ディシジョンに入った、決定過程に入ったというぐらいでないと、多分誤解を逆に生じるのではないかなという気がしますので。いろいろと文言は、私は連合長に一任したらいいと思うのですが、特段の異論はないようにも思いますし、正直申し上げて、スポーツツーリズムだとか、あるいは生涯スポーツの振興、あるいは体づくり、そうした意味で意義の多い大会だと思いますので、我々としては前向きに、この場は検討していくことで、あと文言修正は一任するようにしたほうがいいんじゃないかな

と思います。

○委員（嘉田由紀子） あえて反対ではないですが、観光なり、あるいは地域振興なり、また、関西としての一体感を高めるという意味では、私はよろしいかと思っております。

○委員（竹山修身） ここで、4-1に種目候補とマスターズ大会参加者実績を書いているのですが、これは関西広域連合でやるときの種目のことを書いているのですか。4-1の、種目候補とマスターズ大会という補足資料ですが。

これだけの種目ができるということを書いているのですか。

○高橋近畿大学教授 これは、種目候補として仮にこういうものを上げるとすると、現在、日本国内にあるマスターズ、あるいは生涯スポーツの大会を主催しているところの登録者数がどれぐらいいるのかというような、いわば参加者が今後どのように読んでいけるかということのためのものでしかございませんので、これが私どもの推薦でも何でもございません。

○委員（竹山修身） そうですね。例えば私は柔道関係者ですが、マスターズの場合でしたら、世界マスターズでやっていますよね。これと全然違うスケジュールでやっていますから。全然調整していませんね、これは。

○高橋近畿大学教授 はい、全くそのとおりです。種目と、そしてそれをどこでやるかということと、それから先ほどドリームチームのようなそうしたコンテンツと、こういうようなものを今後、開催概要計画書をつくっていく段階で取りまとめていければいいのではないかなと思います。これは、どれぐらいのマスターズ人口があるのかということを見ていただくための資料と御理解をいただければと思います。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、7月末までに提案書を出すということを入れて、それで意見をお聞きして、ブラッシュアップして最終提案書を出すんだという、そういう意味での返書を出すということによろしゅうございますか。

それでは、両先生のアドバイスに従いまして、関西は逃げてないよという趣旨で、

両先生のアドバイスを書かせていただいた上で、トリノに行く。（どなたに行っていたかについては）相談をさせていただきます。

それでは、今のような回答案をつくりまして提出することにします。平井委員に英文を見てもらうことにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（飯泉嘉門）　　ちょっと文章以外のことですが。トリノにみんなで行こうっていう話もあるのですが、このときに広く、例えば連合議会の方々とか、あるいはスポーツ議連というのは各府県ありますので、こういう人たちにもちょっと広く呼びかけをしたほうがスムーズに行くのではないかなと。

○広域連合長（井戸敏三）　　心配するのは、トリノに宿がとれるかとか、そういう点がちょっと心配ですけど、どれくらいなら大丈夫でしょうね。

御提案の趣旨は、そちらのほうが幅広く取り組んでいただくという意味で、スポーツ団体と、それから議会の先生、あるいはスポーツ関係者、行っていただくのはいいのではないかと思います。

それでは、両先生とも、本当にありがとうございました。レターの作り方については、また御相談に乗っていただきたいと思います。

それと、あわせまして、7月中に提案するなら提案書をまとめなきゃいけませんので、私どもも早速にプロジェクトチームをつくって、そして提案書の骨格を整理しましたら、ぜひ御相談に乗っていただきたいと思います。よろしく願いします。

経済同友会の大林副会長の提案が発端ですから、経済同友会にも乗ってもらわなきゃいけませんので、一緒になってチームをつくって提案していくようにしましょう。どうぞよろしく願いいたします。

両先生、ありがとうございました。

続きまして、北陸新幹線のルート提案に係ります取り組み方針ですが、お手元にお配りしているペーパー、資料3というのがあると思います。これに基づいて御説明申し上げます。

前回、3を除いて御了解いただいたところですが、先日、北陸新幹線建設促進同盟会会長の富山県知事に決定内容を説明したときに、米原ルート（乗り継ぎ）案というのがついていました。そうすると、乗り継ぎ案が一番よくて、米原ルートの乗り継ぎ終わった後どうするんだという話になってしまいまして、我々が話し合った内容とは違った受け取りをされてしまうおそれがありましたので、恐縮ですが、米原ルート案で、（乗り継ぎ）を取らせていただいております。

あと、3につきましては、嘉田委員から御説明をいただけたらと思います。

○委員（嘉田由紀子） 滋賀県として1カ月猶予のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず、4点申し上げたいと思います。

今、乗り換えを取るということについては、意味的に変わりませんので、同意をさせていただきます。

それから2点目は、滋賀県として同意を留保させていただいております取り組み方針3の建設費用ですが、これは連合案に同意をさせていただきたいと思います。

ただ、建設費負担については、今、属地主義になっております新幹線整備法の法律改正が必要となると思われます。この法律改正を強く押していくわけですが、万一法律改正がなされない場合であっても、関西全体で解決を図っていただく必要があるということです。

また、3点目ですが、実は県議会、あるいは市町長さんと話をして、一番大きな懸念は、並行在来線がJRから経営分離されると大変地元への負担が大きい、また、利便性も担保できないということで、並行在来線の経営分離については受け入れられないという意見、これ既に4のところに書いていただいておりますけれども、確認をさせていただきます。

そして4点目、まとめですけれども、これら2つの課題が、特に費用負担の問題、並行在来線の問題が関西全体で解決が図られるということを条件に、滋賀県として、

この連合の取り組み方針を受け入れさせていただきたいということで、まとめの決意表明というのでしょうか、コメントとさせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　それでは、今、嘉田委員のおっしゃいました4点は、特に並行在来線の取り扱いなどについては、JRから分離されることは受け入れられず、分離されないよう国やJRに求めていくということにしておりますし、費用負担の問題については関西全体で解決を図ることにいたしております。

そのような意味で、この取り組み方針、全体決まったということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との発言）

○広域連合長（井戸敏三）　それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、特区推進の取り組みについて、松井委員から、国との折衝状況などを含めまして、よろしく願いいたします。

○委員（松井一郎）　政府においては、6月の成長戦略の策定に向けて産業競争力会議、規制改革会議等で議論を急ピッチで進めているというところで、そこは皆さん御存知のとおりです。国のこのような動きの中で、17日の産業競争力会議において竹中議員のほうから、アベノミクスの戦略特区、国際先端スーパー特区等の創設の提案がありました。これを受けまして、新藤地域活性化担当大臣から、国家戦略特区の創設、総理主導のもと強力な実行体制の構築を図るとの方針が示されました。来月にはワーキンググループが立ち上がるという状況です。

これまで関西特区の地域協議会では、本年2月に、規制緩和の速やかな実現や総合特区推進調整費の積極活用など現行の制度の改善を要望するとともに、PMDA－WESTなどの設置、関西特区で求める規制緩和等の項目について、内閣府と意見交換をしてまいりました。

地域協議会の事務局を担う関西広域連合としても、既存の特区制度の見直しにかかわる動きに対して関西の意見が成長戦略に十分反映されるように働きかけてまいりま

す。また、新たな枠組みが定められたその際には、必要な対応をとることとしたいと考えています。

○広域連合長（井戸敏三） 特区事務局が一元化して、国の動きも流動的に、しかも積極的になっておりますから、それに対して関西広域連合としても積極的な対応が必要だと思います。時期を逸しないように、積極的な提案をしていきたいと思っています。提案内容については、また別途御相談をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

この点について、何か御質問。

○委員（矢田立郎） いつまでに出すことになるのですか。6月を目途ということになると、もうかなり時間がないように思うんですが。

○北野特区推進室長 5月にも。

○委員（松井一郎） できるだけまとめていきます。

○委員（矢田立郎） そしたら、事前に今までやってきた協議会みたいなものを動かしてということになるんですか。

○広域連合長（井戸敏三） これは協議会として推進していくのでしょうか。

ただ、ちょっとよく読めないのが、国が国家戦略特区をつくる場合、募集をまたするらしいんですね。だから、つまりどこを特区にするかじゃなくて、どういう仕掛けをつくるかというのをやって、それで募集をするらしいんです。だから、その募集提案にきちっと対応しないとイケないのではないかということなんですよ。

新聞に出ていた特区だと、東京都と愛知県と大阪府だけ書いてありましたので、ほかの地域の人たちがきっと心配されたんじゃないかと。

先を走っているところをさらに強くしようという発想が竹中さんにはあるのかもしれませんが、それだけでいいのかどうかというのは、国全体でやっぱり議論をきちっとしていただく必要があるのではないかと、思っています。

だから、もし必要だったら申し出なきゃいけないんですけどね、その辺は。

○北野特区推進室長　　今、連合長がおっしゃったような全く新たな枠組みになるのかどうかも、少し不透明なようでございまして、内閣府、内閣官房の中でも、まだ議論はこれからと聞いています。

○広域連合長（井戸敏三）　　それで、松井委員も、恐縮でございしますが、ウオッチをきちっとしておいて、時期を逸しないで直ちに対応できるように、事務局のほうにもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員（松井一郎）　　報道では、地域が東京、大阪、名古屋と愛知とか、そうなっていますけど、これはやっぱり関西広域連合としての特区推進、関西国際総合戦略特区へも力を入れていただくということは、大阪だけがよかったらいいという感覚ではなく、ちゃんとやりますので。

○委員（竹山修身）　　そしたら、新たな盛り込みもありなんですか。新規参入もありなんですか。

○広域連合長（井戸敏三）　　きっとその辺もあり得るんだと思うんですよね。その辺の枠組みがまだよく見えてないということなんです。堺は入ってない。

○委員（竹山修身）　　追加していただいた分は入っていますけど。

○広域連合長（井戸敏三）　　入っていますよね。だけど、問題は、例えばさらに広げるか広げないかとかね、その辺がありますが。それはまた、相談させてください。

それでは、特区についてはウオッチをきちっとしておきながら、臨機応変に対応するというところにさせていただきたいと思います。

それで、道州制のこの勉強会の内容を議論していると、時間がかかり過ぎます。

資料5－2をごらんいただきたいと思います。

道州制基本法案の動きが早いという状況を踏まえて、府県で構成する唯一の広域連合ですので、広域連合の立場で課題となるような点について申し入れをしといたほうがいいのではないかとということで、取りまとめをさせていただきました。

議論がありましたが、おおむね各府県市の御意向も反映させていただいたものにな

っているのではないかと考えておりますが、唯一、京都府さんから、制度の根幹的内容を、法律案を出す前にまとめておくべきだという御意見をいただいております、これは事実上なかなか難しいのではないかとということもありまして、その概略や方向性を早急に明確にした上で国民会議での調査審議を行うべきであると考えますということで、法律案の提出前にこだわっていないというところがこの原案になっております。よろしいですか。

法案の前にと言われちゃうと、きっとどこでも検討はされないおそれがあるので、こういう表現にさせていただきました。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　いつも言っている話と、それから戦略的な話とで申し上げます。

私は、いつも道州制に関しては2つのことしか言っていないくて、あんまり（道州の独自性を）認めると国がばらばらになるから、まずい領域がありますよという話を言っとるのと、道州間と道州内の財政調整をちゃんとしとかないと、きっと田舎のほうはひどいことになりますよということなんですね。

その観点からすると、まず、前半のほうは、3の（1）ですけど、自治立法権を確立すべきだと。書いていることは、早急に明らかにする必要があると書いてあるだけなんで、今のような議論をするということだろうと思うので、文章はいいのですが、自治立法権を確立すべきだということまで書く必要は、ないんじゃないかと思うんです。

あわせて、国会機能など、どの程度縮小するのかと。国会の話と、ちょっと論理が飛躍しているような気がするんですよね。それは行政庁を縮小するのとちょっと違うんじゃないかという感じがして、ここまで言わんでもいいのではないかなと思います。

それから、自主財政権を確立すべきだというのは、道州間の財政調整がここで読めると思うんですが、道州内の財政調整というのは読めないなという感じがします。

それから、戦略も含めて申し上げますと、憲法改正のところで、私は上書き権につ

いて今のような意見を持っておりますけれども、法律に反しない限り、今の憲法でも条例はどんどんつくれるわけですから、その法律のほうを直せば、実は上書き権もいっぱいつくれるはずなんですね。だから、憲法の話まですると、それこそ、この道州制ができるのが物すごく抵抗をつくってしまうんじゃないかなという感じがするので、賛成、反対にかかわらず、タクティクスとして、あんまり憲法のことまで言わなくてもいいんじゃないのかなと思います。

○委員（松井一郎） 今日、欠席している橋下委員が、法律家として一番こだわっているところが、道州の形をつくっていこうというときは、憲法92条でしたか、その地方公共団体の位置づけのところが道州制を進めれば憲法違反と捉えられる可能性大だということなんです。ですから、そこはもう一度大阪市の声を聞いていただけませんか。僕は法律的にどう読むかというところは難しいので。

○広域連合長（井戸敏三） それで、これ視野に入れるべきだと。憲法に位置づけないといけないと書いてない、視野に入れるべきだと書いているんです、これは。

それから、自主財政権の確立で、道州の中の議論は、それは我々に任せろという話なんじゃないですか。つまり、道州の中の財源調整をどうするかというのは、我々道州に任せなさいという意味で書いてないと。

○副広域連合長（仁坂吉伸） これは制度設計の問題なんでね、ちょっといえば、和歌山県のような田舎の人は、道州になってしまって和歌山県がなくなってしまうという前提で物を考えたときに、和歌山県があるがゆえに財政調整がされていて、何とかひどい状態の中でも生き延びているというのが、大阪のような立派な方が全部お決めになるというのはかなわんと。だから、初めから何らかの形でそういうふうにはならない最低限のところは、所得再配分みたいなやつがあるんですよというようなことをやっぱり決めといたほうが、制度の設計としては賛成が得られやすいんじゃないかと、私はずっと思っているんです。

○広域連合長（井戸敏三） 今の点は書きましょう。制度設計でお任せにしてくれ

ればいいけど、お任せじゃなくてきちぎちにされちゃうと、結果として自主性なくなっちゃうということになりますから。ちょっと触れときましょう。表現はお任せください。

それから、先ほど自治立法権のときに、国会の役割もおのずと縮小するはずであり、その見直しを必須となると。地方の立法権を拡充すれば、国会の役割の見直しも必要となるのではないか、検討を要するぐらいではだめですか。枠組み法しかつくらなくなって、中身はみんな道州がつくるって話になるから。そうすると、あの参議院みたいな制度が要するのかという議論も出てくるでしょうからという意味。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　　ちょっと確かに、これはタクティクスの問題としても考えても、憲法だとか、それから国会はぶっ潰せとか、いろんな話をたくさん言わないほうがいいのではないのかなと思うんですよ。別に私は道州制反対ではありませんので。そういう観点からすると、現実的なところにちゃんと目配りをしたやつを言っといたほうが、そういう制度になったほうがいいと思うので言ったんですが、憲法も視野に入れたり国会も視野に入りたいということであれば、絶対に反対という論理は持たないんです、私は。

○委員（飯泉嘉門）　　この点については、今、連合長からも話があったように、やっぱり単なる道州制というんじゃなくて、国の形もやっぱり根本から考え直すという形で、どちらかというところと連邦制と。今言った、国はもう基本的なところだけつくって、あとの地域振興立法なんていうのは全部道州に任せればいい。でも、こうなると当然、憲法改正が必要になってくるんですよ。なら、そうしたときには憲法に取り入れると。

それからもう一つは、今ちょうど96条の問題で、一体何やるんだというところで、なかなかそれは言えないですよ。まずは手続を変えると。

じゃあ、例えば道州は今、国会議員の中で、衆議院で400を超える人が道州をやるっていうんだったら、連邦制に持っていく、あるいは今言ったような形をやる、弾を

込めるといった意味では非常にいいんじゃないかなと思うんですよね。恐らく9条の問題はみんな触れたくないわけですから。そういう意味で、じゃあ何のために改正するのかと、いやいや、道州制で連邦制をつくるんだみたいな、そういうのも一つあると思いますんで、そこはぜひお考えをいただければと。

それから、もう1点、提案ですけど、今、道州制国民会議の中で、メンバーの話がこれから出てくると思うんですけど、唯一法律に定められた広域の意思決定機関である関西広域連合をそのメンバーの中に入れるべきだということを提言すべきじゃないかと思うんですけど、これはいかがでしょうか。これは提案ですが。

○広域連合長（井戸敏三） 前の意見書には入れたんですよね。ちょっと自分のエゴを言っているみたいな感じがしないわけじゃないので、どうかということで、書いてはないんですが、この最後の、地方の意見を反映した制度設計・手続きというところにちょっと触れましょうか。出先機関を移管すべきとだけ書いていますが、国民会議の代表に入れろという点も書きましょうか。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 別にこの議論と違うから、言わなくてもいいんですが、私は飯泉委員の大構想に実は反対なんですよ。つまり、やっぱり国は壊しちゃいけないと思うんですね。そういう意味で、世界が今、統合に向かっている中で、連邦制で全部分けてしまうというのは、やっぱり危ないと思うんですよね。そっちは反対なんで、その反対の立場からさっきのようなことをいろいろ言うたんですけど、この議論とは余り関係なくて、2人でゆっくりやればいいですね。

○広域連合長（井戸敏三） いや、大事なことなんですが、これはかなり巧妙に呉越同舟になっておりますので、その点は御理解いただいたらと思います。

○委員（嘉田由紀子） この申し入れの中身については、私はハードルを上げることで両方の解釈があり得るので、今のこの内容でいいと思うんですが。最初に連合長がおっしゃったように出すタイミングについて、7月の全国知事会までにとということですが、やはりこの広域連合でいわば広域の仕事をやってきたという経験からして、

できるだけ早くこの申し入れはしていくほうが、具体的な議論ができると思いますので、今、日程的には5月までに。できるだけ速やかに出せるような準備をしたほうがいいのではないのかと、意見を言わせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　　これいつごろ持って行く。

○本部事務局　　連合委員会です承が得られれば。

○委員（嘉田由紀子）　　じゃあ、もうこの4月の委員会でオーケーだったら。

連合長が連休明けにでも持って行っていただくとか。

○広域連合長（井戸敏三）　　誰がいつ持参するか、相談させてください。

○委員（平井伸治）　　時期について御参考までに申し上げれば、この間、全国知事会で各政党に、知事会の要望する中に、これとよく似た項目が入っています。道州制について訴えかけると。その時期が5月の中下旬ぐらいに各政党に言っていこうということで、そのときに多分知事会の話はオープンになってきますから。

○広域連合長（井戸敏三）　　それじゃあ取りまとめ次第発表してしまっ、持参するのは連休明けぐらいを念頭にということにさせていただきますでしょうか。意思表示だけはしとくということにさせていただきます。

それでは、恐縮です、今のような御意見を踏まえて、修文は私にお任せください。よろしくお願ひいたします。

続きまして、連合規約の改正です。

田中連合議会議長から、議員定数の見直しについての報告がございました。議員定数については、連合規約を改正する必要があると思いますので、お諮りするものです。

あわせまして、今の時期を考えますと、5月なり6月なり7月の初めぐらいまでで、それぞれの議会で御議決をいただくことになろうかと思ひます。そして、7月の中旬ぐらいに総務大臣に規約変更の手続をとりまして、8月に入りましてから許可がおり承認されることになろうと思ひます。そして、9月議会で新しい議員を選んでいただくこととなりますが、きっと規約が8月の、例えば10日なら10日に成立して施行され

ますと、鳥取県は3人が2人になるという話になりますので、規約に経過措置として、9月議会で選ばれるまでの間は3人のままにしますよという特例を置かせていただいている、そういう内容です。

○委員（平井伸治）　これは連合議会の中で、本県の議員も含めて合意した内容です。特段異議を差し挟むものでもないし、反対するものでもないことを、まず申し上げておきます。

鳥取県の減る理由として、分野別の部分参加があるということと、あと国出先機関の関係では対象外だと。ただ、本当は環境事務所もあるので、どうなのかなとは思いますが、これで内容的には折り合っていますので、そこに異論を差し挟むものではないです。

細かいことなのですが、附則の書き方についてですけど、3項で、前項の選挙は、この規約の施行の日以後、最初に招集される議会において行うものとするとして書いてありますが、議会と使うと、規約の中では連合議会になります。これは法制的にちょっと誤りがあるのかなと思いますが、それが言いたくて言っているんじゃないです。

それで、むしろこの3項は要らないのではないかなと。というのは、例えば前回、去年の秋に鳥取県で連合議会やったときも、神戸市さんはまだ議員さんが出せなかったということがありましたよね。結局議会が開かれない限りそこは入れかわらないわけでありまして、それで3項を書くと、むしろ鳥取県に対して議案の提出権を縛るといふのを連合規約が書くことになりますので、むしろそこは曖昧にしといてもらってもいいんじゃないかなと。

○広域連合長（井戸敏三）　これ取りましょう。

○委員（平井伸治）　ええ、3項は取ってもらった方が本当はいいと思います。

現実にはやりますから。提出しますから、間違いなく。

○広域連合長（井戸敏三）　やらなければ、変わらないだけです。取りましょう。

規約の改正はよろしゅうございますか。

従前相談していたままになりますと、兵庫県が大阪府の議員定数よりも1人上回ってしまうことになりまして、これで、それは幾ら何でもバランスがとれないんじゃないかというような議論からこういう調整がされた部分もありますので、御理解をいただきたいと思えます。

続きまして、首都機能のバックアップ構造の構築に関する取り組みです。

○本部事務局 前回、3月28日の連合委員会で、24年度の調査結果について御確認をいただいたところですが、その調査結果から得られました知見を踏まえまして、2月14日に、既に経済界とともに国に対して意見書を出しているところですが、これをベースにしまして、今の知見などを加味しまして内容を追加、あるいは補強をさせていただいた意見書案となっております。そういう内容に、さらに今回の調査の具体的な施設設備などの資源調査をさせていただいておりまして、その具体的な施設などを使ったシミュレーションなども行わせていただいております。そういった結果を踏まえた内容を、このバックアップの意見書の最後に、関西におけるバックアップの想定という形で参考資料としてつけさせていただいているところです。今後、経済界の方々と一緒に、提案をしていきたいと考えております。

なお、最後の連名のところでございますが、関西経済界と一緒に持つていくということで、関西広域連合の部分も代表者に当たる連合長のお名前だけで表記をさせていただきたいと考えております。

今後、経済界等とも日程調整をさせていただき、国への要請活動をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） 内容については御異議ないと思えますが、森関経連会長からは、せっかくこれだけ詳細な調査をしたので、ぜひ東京でシンポジウムか、この調査内容の発表をした上でのシンポジウムとか、何かそういうようなイベントをきちっとしたほうが、発信事業をしたほうがいいのではないかという相談を受けており

ますので、これはそのような機会を設ける方向で検討をさせていただきたいと思えます。よろしく御理解いただきたいと思います。

○委員（矢田立郎） この最後の参考で書かれているところで、情報通信に関して何か内容が要るのではないかと思います、それは入っているのでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 本当は、例えば新聞どうなっているんだとか、テレビどうなっているんだとか、でしょう。そういう意味も込めてですね。そういう面も、大阪本社制度をつくっているから。大阪NHKは何であんな大きな建物をつくったかという、バックアップのためなんですよ。それから、日銀もそうですよね。この参考がちょっと、作り方が粗いのかもしれないね。

○本部事務局 ②のところに、国際社会の情報発信とか入ってしまして、ここには、今の放送局の話であるとか、そういったことを入れさせていただいております。

○広域連合長（井戸敏三） 中途半端なまとめはしないほうがいいですよ。出すならもっと、こんなにたくさんありますよという形を示したほうがいい。

○本部事務局 見直しさせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 相談しましょう。ちゃんともう、バックアップになるような機能はみんなあるぞと言ったほうがいいですよ。そうさせていただきます。

それで、報告事項ですが、御心配いただきましたけれども、淡路島のほう、件数は多かった、一部損壊は5,000件を超すんですけども、全壊2戸、大規模半壊2戸、半壊40戸程度の被害で幸い済みました。皆さんに御心配をおかけしましたこととお礼を申し上げたいと思えます。

それから、2番目の放射性物質拡散シミュレーションにつきましては、兵庫のほうで詳細を発表させていただきますので、御参照いただきましたら幸いです。

それから3番目、「文化の道」事業は、パンフレットが完成したようでございますので、ごらんください。

それから、4番目のドクターヘリは、関西連合へ大阪府と徳島県のドクターヘリが

移管されます。この秋に予定しております播磨のドクターヘリにつきましても、来年の4月から移管をする予定でございますので、よろしく願いいたします。

それから、資格試験・免許事務を開始させていただきました。事務室もつくりましたので、御了承願いたいと思います。

それから、海外事務所ですが、関西広域連合事務所の看板を併設してつけさせていただいております。写真もつけておりますので、御確認をいただきたいと存じます。

今日の協議事項は、以上ですが、御意見ございますか。

○委員（山田啓二） 今日の広域連合協議会で、矢田委員が、おっしゃったのですが、鳥インフルエンザが入ってきたときに、前回も関西の全府県で、協議会をつくってやっていました。今回、そこまではまだ行っていませんけれども、連休中にもいつ何があるかわからない。そのときは対策本部を広域連合でつくって動くべきだと思うのですが、これは防災ですか、医療ですか。

○広域連合長（井戸敏三） 防災でやります。

○委員（山田啓二） それは対策本部がすぐできるということで、よろしいですね。

○広域連合長（井戸敏三） はい。もうシナリオも作っています。

○委員（山田啓二） はい、わかりました。承知しました。

○広域連合長（井戸敏三） 問題は検疫なんですよ。検疫の段階でどこまで阻止できるかというのが、一番大きな課題なんです。ところが、きっとそれだけではもう難しいでしょう。検疫も強化しなきゃいけないんですが、あわせて発生したときの対策ですね。

これシナリオをつくっていますので、実務的な事前の相談、打合会を、私どもの主催で開催させていただくようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

資料15で、分野別事務局との運営目標というのを書かせていただいております。これは、各事務局が目標設定しまして、目標管理をしようということで設定しておりますので、プラン・ドゥー・チェック・アクションをやっていますということで、御理

解ください。

それから、4月26日、明日から食博覧会が大阪で開かれます。広域連合も参加しておりますので、お訪ねいただきたいと思います。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 共通ブースのところに広域連合のちょうちんを掛けておりますので。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、大変時間を押してしまいました。以上で32回の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

## 平成25年4月記者会見

日時：平成25年4月25日（木）

○司会 時間押していますが、もし御質問があれば、お一人かお二人。

○読売新聞（山村記者） 福井県の西川知事が今日の定例記者会見で、使用済み核燃料の問題に関して、電力消費地の火力発電所で保管すべきだと。つまり都会部に負担を求めるといような趣旨の発言をなされているんですが、これについて、特に井戸さん、嘉田さん、山田さん、松井さん、都市部の方を中心にお願いしたいんですけど。ほかの方も発言ありましたら。

○広域連合長（井戸敏三） 西川知事は、従来からそのような趣旨の発言をされておりまして、広域連合としても、西川知事がそのような発言をされている、電力消費地でどんな協力ができるのか、我々自身も自身の問題として検討する必要があるというところまでは共通理解になっているんです。従来から彼が言っていることでありますので、今申しましたように、我々自身も消費地してどれだけの協力ができるかを検討する必要がある。しかし、どこまでどうできるかまでは、まだ検討段階に至ってない、こういう認識でございます。

○読売新聞（山村記者） 嘉田さん、山田さん、松井さんもお願ひできますか。

○委員（山田啓二） 変ですよ。今言ったように、消費地のところで保管しろと言っているときに、火力発電所というのは供給地であって、消費地ではないですよ。そこは聞いていて、何か変だなという感じがしました。

○広域連合長（井戸敏三） これはすごく難しい問題があって、仁坂副連合長が以前、この場でも発言されましたけれども、物すごく重いんですよ。だから、陸上輸送手段では運べないんですよ。そうすると、港・港というようなことになるし、じゃあ港に上げて、陸上に持っていけるかというような話にもなって、非常に物理的な

課題もあるんだということもぜひ御承知おきいただきたいなと思います。

○委員（松井一郎） 使用済み核燃料の話は、結局非常に迷惑な物質やということなんでしょうね。これをどう処理して、どういうふうに保管するのか、それを決めることなくこれからも使用済み核燃料を増やし続けることがどうなのという議論を、やっぱり国においてされるべきだと思います。要はその議論から、国会もずっと逃げてきたというのが一番の問題だと思います。

○委員（嘉田由紀子） 松井委員の言われるように、動かしたら必ず使用済み核燃料が出るわけですから、それをどうするのかというのは避けて通れない議論だと思います。

○委員（山田啓二） その点から言うと、本当に西川知事がそういう気持ちであるというのは、つまり、これからも本当に原発が必要だということであるならば、必要だという人たちも責任をとってくれというのは、それは筋が通っていると思います。ですから、我々は、逆に言うと本当に使用済み核燃料の問題というのを国レベルが解決するというならば、やっぱり地域もそれに対してきちんと発言できるようにしてもらわないと、これはおかしいのではないかなと思います。

○読売新聞（山村記者） 検討主体としては、国ということになるのでしょうか。地方自治体として検討を、是非はともかく検討はしますという主体、ございますか。

○委員（松井一郎） 大阪においては、エネルギー戦略会議でその議論はしてきて、その議論の答えは、日本国内では地層処分をする場所はないという、そういうような意見が出ている。それを、僕らが国に言っても、これ決定権は国にあるので、こちらで専門家を交えた答えは出していますよ。あとはそれを採用してもらえるかどうかは国の判断です。

○広域連合長（井戸敏三） 事実行為と最終責任主体がどこかという、それは国だということになるでしょうから、事実行為としてどう考えるのかということについて、先ほどお答えをしたと御理解いただいたらいいと思います。

○読売新聞（山村記者） わかりました。ありがとうございます。

○司会 以上をもちまして記者会見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後6時05分